



県章

# 滋賀県公報

令和8年(2026年)

1月 13日

第 681 号

火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目

次 (※印は、県例規集に登載するもの)

## ○ 告 示

令和7年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集（市町振興課）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)	1
都市計画事業の認可（都市計画課）	2
道路区域の変更（道路保全課）	2
道路の供用開始（道路保全課）	3
入札参加者に必要な資格等（管理課）	3
<b>○ 公 告</b>	
大規模小売店舗の変更の届出の公告（中小企業支援課）	4
公共測量実施公告（用地事業支援課）	6
公共測量終了公告（用地事業支援課）	7
<b>○ 人 事 委 員 会 規 则</b>	
※職員等の特地勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則	7

## 告 示

### 滋賀県告示第25号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和7年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和8年1月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 募集種目 令和7年度採用自衛官候補生（男子・女子）
- 募集期間 令和8年1月14日（水）から令和8年2月17日（火）まで
- 試験期日
  - 筆記試験および適性検査（Web試験方式） 令和8年2月24日（火）および25日（水）のうち指定する1日
  - 口述試験および身体検査 令和8年2月28日（土）および3月1日（日）のうち指定する1日
- 試験場の位置および名称 受付時または受験票交付時にお知らせします。

### 滋賀県告示第26号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和8年1月13日

滋賀県知事 三日月 大造

### 精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
訪問看護ステーションらく	彦根市西今町138番地	訪問看護	—	令和7.10.1
訪問看護ステーションこすもす湖南	湖南市中央一丁目42番地ラ イフレジデンス21 201号室	訪問看護	—	令和7.11.1
ハイメディック訪問看護ス	大津市雄琴六丁目16番16号	訪問看護	—	令和7.12.1

テーション琵琶				
なの花薬局フレンドタウン守山店	守山市梅田町6番2号	薬局	松井優子	令和7.12.1

**滋賀県告示第27号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和8年1月13日

滋賀県知事 三日月 大造

**更生医療機関および育成医療機関**

自立支援医療の種類	名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
育成医療・ 更生医療	なの花薬局フレンドタウン守山店	守山市梅田町6番2号	薬局	松井優子	令和7.12.1

**滋賀県告示第28号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき令和8年1月13日に都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年1月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 野洲市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画学校事業 7号 北野小学校
- 3 事業施行期間 令和8年1月13日から令和10年12月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 野洲市市三宅字桃ヶ本、字見張、字風村および字永田地内
  - (2) 使用の部分 なし

**滋賀県告示第29号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和8年1月13日から令和8年1月27日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月13日

滋賀県知事 三日月 大造

道 路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の前後の別	敷 地 の 幅 品	延 長	備 考
国道	307号	犬上郡甲良町大字金屋字常ヶ溝1638番地先から	変更後	最小 12.3m ( 最大 70.0m	243.6m	道路改良工事 (駐車場拡張)に伴う道路区域の変更
		犬上郡甲良町大字金屋字長地539番3地先まで	変更前	最小 12.3m ( 最大 70.0m	243.6m	

県道	大津能登川長浜線	栗東市下戸山字狐ヶ谷310番地先から 栗東市川辺字平葉547番12地先まで	変更後	最小 13.6m 丿 最大 36.5m	1534.5m	道路改良工事 (現道拡幅) に伴う道路区 域の変更
			変更前	最小 8.6m 丿 最大 27.4m	1534.5m	
	川辺御園線	栗東市川辺字平葉547番12地先から 栗東市下戸山字和田129番1地先まで	変更後	最小 13.6m 丿 最大 36.5m	1534.5m	道路改良工事 (現道拡幅) に伴う道路区 域の変更 (路線重用) 大津能登川長 浜線 $L = 1534.5\text{m}$
			変更前	最小 8.6m 丿 最大 27.4m	1534.5m	

**滋賀県告示第30号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和8年1月13日から令和8年1月27日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月13日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
大津能登川長浜線	栗東市下戸山字狐ヶ谷310番地先から 栗東市下戸山字和田1670番2地先まで	令和8.1.13	$L = 191.0\text{m}$

**滋賀県告示第31号**

令和8年4月1日から令和9年3月31までの間において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約(建設工事その他知事が別に定めるものに係る契約を除く。以下「特定調達契約」という。)に係る一般競争入札または指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

なお、滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に基づく競争入札参加資格を有している者は、この告示による特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

令和8年1月13日

滋賀県知事 三日月 大造

1 申請できる業種 物品の製造、販売および賃貸ならびに役務の提供

2 申請書類および配布時期

(1) 申請書類

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 法人にあっては、登記事項証明書(申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。)またはその写し

ウ 都道府県税全てに未納がないことを証する納税証明書(申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。)またはその写し

- エ 消費税に未納がないことを証する納税証明書（申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。）またはその写し  
オ 法人にあっては財務諸表、個人にあっては所得税の確定申告書の写し  
カ 営業に必要な許可、認可等を得ていることを証する書類またはその写し（許可、認可等を必要とする業種に限る。）  
キ 営業所等の長に滋賀県との取引を委任する者にあっては、営業所（または営業部署）情報登録表  
ク 営業所等の長に滋賀県との取引を委任する者にあっては、その委任状  
ケ 役員等に関する調書  
コ 希望営業種目選択表  
サ 環境認証・その他の事項に関する調書  
シ 社会保険等加入状況報告書  
ス その他資格審査に当たって知事が特に必要と認めるもの
- (2) 配布時期 令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで（滋賀県の休日を定める条例（平成元年滋賀県条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の9時から正午までおよび13時から17時までとする。
- 3 申請書類の受付期間 令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで（休日を除く。）の9時から正午までおよび13時から17時までとする。
- 4 申請書類の配布および受付場所 滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話077-528-4314
- 5 申請書類の送付方法 受付場所への持参または郵送による送付および電子情報処理組織による送付
- 6 申請書類に使用する言語 日本語
- 7 入札に参加することができない者
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当する者  
(2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれかに該当する者
- 8 入札に参加しようとする者に必要な資格の審査 次に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 売上高  
(2) 経営規模
- ア 自己資本  
イ 従業員数
- (3) 経営状況
- ア 流動比率  
イ 営業年数
- 9 資格審査の結果通知等 申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有すると認められる者は、競争入札参加資格者名簿に登録する。
- 10 資格の有効期限 資格を有すると認めた日が令和8年4月1日から令和8年9月30日までの日のときは有効期間を令和8年9月30日までとし、資格を有すると認めた日が令和8年10月1日から令和9年3月31日までの日のときは有効期間を令和10年9月30日までとする。

## 公 告

### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年1月13日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 ベルロード複合商業施設 彦根市長曾根南町481-2番地 ほか

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社パリヤ 代表取締役 大塚恵昭 彦根市長曾根南町472番地の2 高木ビル有限会社 代表取締役 高木淳

一 彦根市長曾根南町478番地

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社パリヤ 代表取締役 大塚恵昭 彦根市長曾根南町472番地の2 高木ビル有限会社 代表取締役 高木淳一 彦根市長曾根南町478番地

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社パリヤ 代表取締役 大塚恵昭 彦根市長曾根南町472番地の2 TKGマネジメント有限会社 代表取締役 高木慎吾 彦根市長曾根南町478番地

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社パリヤ 代表取締役 大塚恵昭 彦根市長曾根南町472番地の2 TKGマネジメント有限会社 代表取締役 高木慎吾 彦根市長曾根南町478番地

3 変更年月日 令和6年1月25日

4 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者および大規模小売店舗において小売業を行う者の商号および代表者の変更のため

5 届出年月日 令和7年12月17日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号

(2) 縦覧期間 令和8年1月13日から令和8年5月13日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和8年5月13日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があつたので公告する。

令和8年1月13日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 ベルロード複合商業施設 彦根市長曾根南町481-2番地 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社パリヤ 代表取締役 大塚恵昭 彦根市長曾根南町472番地の2 TKGマネジメント有限会社 代表取締役 高木慎吾 彦根市長曾根南町478番地

3 変更しようとする事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 7,178.25平方メートル

イ 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 407台

ウ 荷さばき施設の位置および面積 届出書の添付図面のとおり 330平方メートル

エ 廃棄物保管施設の計画 届出書の添付図面記載のとおり 27.50立方メートル

オ リサイクル品保管施設の計画 届出書の添付図面記載のとおり 29.50立方メートル

カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 パリヤサンペデック 10時から21時45分まで 高木造園 10時から21時45分まで 株式会社ツルハ 10時から翌0時まで

キ 来客が駐車場を利用することができます時間帯 パリヤサンペデック 9時30分から22時15分まで 高木造園 9時30分から22時15分まで ツルハドラッグ彦根店 9時30分から翌0時15分まで

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 6,525.00平方メートル

イ 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 379台

ウ 荷さばき施設の位置および面積 届出書の添付図面のとおり 292平方メートル

エ 廃棄物保管施設の計画 届出書の添付図面記載のとおり 23.90立方メートル

- オ リサイクル品保管施設の計画 届出書の添付図面記載のとおり 23.40立方メートル  
カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 株式会社パリヤ 9時から21時45分まで TKGマネジメント有限公司 10時から21時45分まで  
キ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から22時15分まで
- 4 変更年月日 ア、イ、ウ、エおよびオについては令和7年3月1日、カおよびキについては令和2年4月27日
- 5 変更の理由 ア、イ、ウ、エおよびオについては株式会社ツルハ退店に伴う建物棟の解体のため、カおよびキについては株式会社パリヤの営業時間の変更および営業時間の変更に伴う駐車場利用可能時間の変更のため
- 6 届出年月日 令和7年12月17日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号
- (2) 縦覧期間 令和8年1月13日から令和8年5月13日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 令和8年5月13日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

#### 公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和8年1月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量、水準測量、現地測量)  
2 作業の地域 東近江市五個荘山本町、五個荘北町屋町、五個荘新堂町、五個荘木流町  
3 作業の期間 令和7年11月27日から令和8年3月9日まで

#### 公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大津市長 佐藤 健司から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和8年1月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(道路台帳作成に伴う基準点測量)  
2 作業の地域 大津市全域  
3 作業の期間 令和7年12月16日から令和8年2月27日まで

#### 公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和8年1月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)  
2 作業の地域 甲賀市信楽町杉山  
3 作業の期間 令和8年1月9日から令和8年2月25日まで

#### 公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和8年1月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（路線測量）
- 2 作業の地域 栗東市下戸山、川辺
- 3 作業の期間 令和8年2月2日から令和8年6月10日まで

**公共測量終了公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和8年1月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）
- 2 作業の地域 甲賀市甲賀町岩室
- 3 作業の終了日 令和7年12月15日

**公共測量終了公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和8年1月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量、水準測量、路線測量）
- 2 作業の地域 東近江市下羽田町、上平木町、柏木町
- 3 作業の終了日 令和7年12月19日

**公共測量終了公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和8年1月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業の地域 栗東市上砥山
- 3 作業の終了日 令和7年12月22日

**人事委員会規則**

職員等の特地勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月13日

滋賀県人事委員会委員長 尾賀康裕

滋賀県人事委員会規則第1号

**職員等の特地勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則**

（職員等の特地勤務手当等に関する規則の一部改正）

**第1条** 職員等の特地勤務手当等に関する規則（昭和45年滋賀県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（特地公署等）

**第2条** 条例第12条の2第1項（条例第38条において準用する場合を含む。）に規定する公署（以下「特地公署」という。）は、別表に掲げる公署とし、条例第12条の2第2項（条例第38条において準用する場合を含む。）に規定する人事委員会規則で定める特地勤務手当の月額は、給料および扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる特地公署の級別区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6級地 100分の25
- (2) 5級地 100分の20
- (3) 4級地 100分の16

- (4) 3級地 100分の12
- (5) 2級地 100分の8
- (6) 1級地 100分の4

2 前項の特地公署の級別区分は、別表に定めるとおりとする。

第4条第2項中「同項に規定する異動または公署の移転の日（職員等が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下この項および次項ならびに付則第4項において同じ。）に受けている」、「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては現に受ける給料の月額、第2号会計年度任用職員にあつては当該移転の日に受けている給料の月額）」および「（その額が現に受ける給料および扶養手当の月額の合計額（第2号会計年度任用職員にあつては、現に受ける給料の月額）に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額）」を削り、同条第3項を削る。

第5条第1項および第2項を削り、同条第3項第1号を削り、同項第2号中「職員以外の地方公務員、国家公務員または第1項に規定する者であつた者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に、「なり、または法第22条の4第1項の規定による採用をされ」を「なつて」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「法第22条の4第1項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日」を「新たに条例の適用を受ける職員となつた者で、新たに条例の適用を受けることとなつた日（以下この条において「適用日」という。）」に、「採用の日前」を「適用日前」に、「異動し、当該異動」を「異動したことまたは新たに条例の適用を受ける職員となつて当該公署に在勤することとなつたこと」に改め、「なるもの」の右に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第2号とし、同項第4号中「法第22条の4第1項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日」を「新たに条例の適用を受ける職員となつた者で、適用日」に、「採用の日前」を「適用日前」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項を同条第1項とし、同条第4項第1号を次のように改める。

- (1) 新たに条例の適用を受ける職員となつて特地公署または準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員 適用日に特地公署または準特地公署に異動したものとした場合に前条第1項および第2項の規定により支給されることとなる期間および額

第5条第4項第2号中「前条第1項および第2項ならびに付則第5項」を「前条」に改め、同項第3号中「前項第2号」を「前項第1号」に、「当該職員の条例の適用を受けることとなつた日または法第22条の4第1項の規定による採用をされた日」を「適用日」に、「その日」を「当該適用日」に、「前条第1項および第2項ならびに付則第5項」を「前条」に改め、同項第4号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員」を「適用日前から条例の適用を受ける職員」に、「前条第1項および第2項」を「前条」に改め、同項第5号中「前項第4号」を「前項第3号」に、「当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員」を「適用日前から条例の適用を受ける職員」に、「前条第1項および第2項」を「前条」に、「当該採用の日」を「当該適用日」に改め、同項第6号中「前項第5号」を「前項第4号」に改め、同項を同条第2項とする。

第7条中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

付則第2項から第5項までを削り、付則第1項の見出しおよび項番号を削る。

（職員等の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

**第2条 職員等の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（令和7年滋賀県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。**

付則第2項の前の見出し、同項および第3項を削り、付則第4項の前の見出しを削り、同項中「新規則第5条第3項第1号および第2号」を「職員等の特地勤務手当等に関する規則（次項および付則第4項において「規則」という。）第5条第1項第1号」に、「に法」を「に地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この項において「法」という。）」に、「令和3年改正法」を「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この項において「令和3年改正法」という。）」に、「付則第6項」を「付則第4項」に、「定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員」を「法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）および暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。）」に改め、同項を付則第2項とし、同項の前に見出として「（定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）」を付し、付則第5項中「新規則第5条第3項第3号」を「規則第5条第1項第2号」に改め、「した日」の右に「または当該職員が新たに滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号。次項において「条例」という。）の適用を受けることとなつた日」を加え、同項を付則第3項とし、

付則第6項中「新規則第5条第3項第4号」を「規則第5条第1項第3号」に、「滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）」を「条例」に改め、同項を付則第4項とする。

#### 付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員等の特地勤務手当等に関する規則（以下「新規則」という。）および第2条の規定による改正後の職員等の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 3 新規則第5条第2項第1号の規定は、令和7年4月1日前に新たに滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員となって特地公署（給与条例第12条の2第1項に規定する特地公署をいう。以下同じ。）または準特地公署（給与条例第12条の3第1項に規定する準特地公署をいう。以下同じ。）に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員（給与条例第4条第6項に規定する定年前再任用短時間勤務職員および滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年滋賀県条例第47号）付則第3条第4項に規定する暫定再任用職員を除く。）であって、同日において引き続き当該特地公署または準特地公署に在勤しているものにも適用する。

